

写

府国生第321号
17文科生第735号
平成18年3月31日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各政令指定都市市長
各政令指定都市教育委員会教育長
殿

内閣府国民生活局長
田口義明

文部科学省生涯学習政策局長
田中壮一郎

文部科学省初等中等教育局長
銭谷眞美

消費者教育の推進のための消費者担当部局と
教育担当部局との連携強化について

各都道府県・政令指定都市におかれましては、日頃より消費者政策への御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、消費者基本法に基づき策定されました「消費者基本計画」（平成17年4月閣議決定）では、消費者政策の重点として、「学校や社会教育施設における消費者教育の推進」を定め、消費者教育の推進体制を強化する必要があるとしており、これに関連した具体的施策として、「内閣府・文部科学省間の連携の強化」及び「消費生活センターと教育委員会との連携強化」を盛り込んでいただいております。（参考資料：別紙1、2及び3）

については、各都道府県・政令指定都市におかれましては、この「消費者基本計画」を踏まえ、

消費者教育を推進するため、消費者担当部局（消費生活センター等）と教育担当部局（教育委員会等）との連絡協議会を設置されるようお願いいたします。連絡協議会では、地域の実情に応じて、消費者問題に関する情報や教材を学校や社会教育施設へ提供するとともに、消費生活相談員をはじめとする外部の専門家の学校や社会教育施設への受け入れの円滑化を図られるようお願いいたします。

また、消費者担当部局と教育担当部局との連携強化を進める際に参考となるよう、各都道府県・政令指定都市における消費者教育に関する連携状況についての調査結果及び参考事例を添付しております。（参考資料：別紙4及び5）

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（特別区を含む）においても、上記の連絡協議会が設置され、消費者担当部局と教育担当部局との連携強化が図られるよう、本件につき周知方よろしくようお願いいたします。

記

（添付資料）

- 別紙1 消費者基本法（平成16年6月改正）（抄）
- 別紙2 消費者基本計画（平成17年4月8日閣議決定）（抄）
- 別紙3 内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会の開催について
- 別紙4 消費者教育に関する消費生活センターと教育委員会との連携状況についての調査（平成18年2月調査実施）の調査結果概要
- 別紙5 消費者担当部局と教育担当部局との連携に関する参考事例

〔本件問い合わせ先〕

（内閣府）

内閣府国民生活局消費者企画課

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-3581-9095 fax:03-3581-9935

（文部科学省）

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

男女共同参画推進係

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

TEL:03-6734-2654 fax:03-6734-3719

文部科学省初等中等教育局教育課程課 教育課程総括係

TEL:03-6734-2073 fax:03-6734-3734

【消費者基本法（平成 16 年 6 月改正）（抄）】

第二条（基本理念）

消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

第三条（国の責務）

国は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者政策を推進する責務を有する。

第四条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状况に応じた消費者政策を推進する責務を有する。

第七条（消費者基本計画）

政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画を定めなければならない。

第十七条（啓発及び教育の推進）

国は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に準じて、当該地域の社会的、経済的状况に応じた施策を講ずるよう努めなければならない。

【消費者基本計画（平成17年4月8日 閣議決定）（抄）】

1. 消費者基本計画策定の趣旨

消費者が安全で安心できる消費生活を送ることができる環境を整備するため、消費者保護基本法が改正され、今日の経済社会にふさわしいものとするべく、平成16年6月、消費者基本法が制定された。

消費者基本法においては、消費者政策の基本理念として、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本とするとともに、政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者基本計画を定めなければならないとされている。

今般、消費者利益の擁護・増進に関する重要課題に政府全体として計画的・一体的に取り組むに当たっての基本的方針として、平成17年度から平成21年度までの5年間を対象とした消費者基本計画を定める。今後、政府はこの計画に盛り込まれた内容を強力に推進する。

2. 今次基本計画が目指す消費者政策の基本的方向

消費者政策の基本理念を具体化していくために本計画が目指す消費者政策の基本的方向と主な課題は、以下のとおりである。

(2) 消費者の自立のための基盤整備

消費者が、学校、地域、家庭、職場等の様々な場所で、生涯を通じて消費者教育を受けられる機会の充実を図ることにより、学生や高齢者をはじめ、消費者全体がトラブルを防止するために必要な知識を得ることができるようにする。

【課題】

③ 消費者教育を受けられる機会の充実

消費者教育の推進体制の強化、消費者教育の担い手の育成・支援、教材の開発・提供、消費者教育の体系化等により、消費者教育の充実を図る。

3. 今次基本計画における消費者政策の重点

(6) 学校や社会教育施設における消費者教育の推進

① 内閣府・文部科学省間の連携の強化

内閣府・文部科学省間では、従来より消費者教育に関して連携がなされていたところであるが、消費者基本法の成立により、消費者政策の基本理念として消費者の権利の尊重とその自立の支援等が明確化されたことから、消費者教育の重要性が高まるとともに、両府省の更なる緊密な連携が必要となっている。

このため、両府省間の連携を強化することにより、下記②から⑤の施策を強力に推進するとともに、地方公共団体等との意見交換、消費者教育の先進事例の普及等を行う。

② 消費生活センターと教育委員会との連携強化

消費者教育を推進するために、消費生活センターと教育委員会との連絡協議会を設置するよう都道府県等に対し要請する。連絡協議会では、地域の実情に応じて、消費者問題に関する情報や教材を学校や社会教育施設へ提供するとともに、消費生活相談員をはじめとする外部の専門家の学校や社会教育施設への受け入れの円滑化を図る。

③ 以下略

内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会の開催について

平成17年12月22日
内閣府
文部科学省

1. 目的

内閣府及び文部科学省間の消費者教育に関する連携を強化することを目的に、「内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会」(以下、「協議会」という)を開催する。

2. 構成員

(1) 協議会の構成員は以下のとおり。

内閣府国民生活局消費者企画課長

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長

文部科学省初等中等教育局教育課程課長

独立行政法人国民生活センター(オブザーバー)

財団法人消費者教育支援センター(オブザーバー)

(2) 必要に応じて、構成員及びオブザーバーを追加・変更する。

3. 開催

協議会は必要に応じ適宜開催する。

4. 事務

協議会の事務は、内閣府国民生活局消費者企画課及び文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課で共同して行う。

【消費者教育に関する消費生活センターと教育委員会との連携状況についての調査（平成18年2月調査実施）の調査結果概要】

＜調査対象：全都道府県・政令指定都市(61)＞

問. 貴団体では、消費者教育に関して、消費生活センターと教育委員会との間に連絡協議会を設置していますか（消費者教育を推進するために、いわゆる設置要綱等を定め、両部局が意見交換等を実施するもの）。

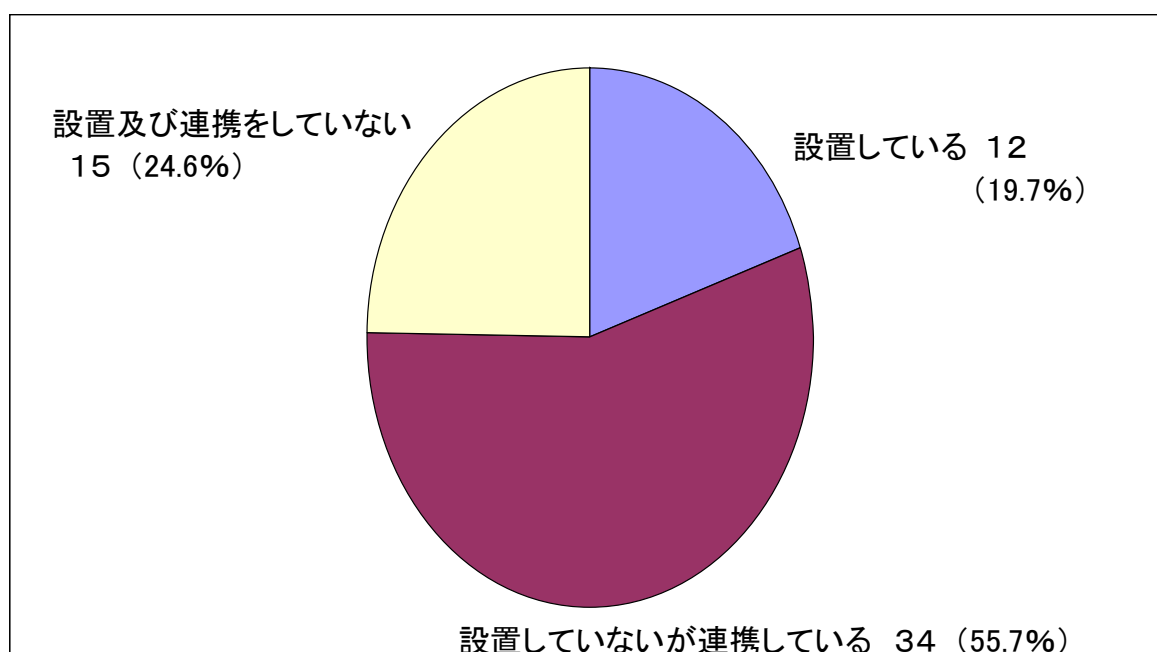
12の都道府県・政令指定都市で連絡協議会を設置している。また、34の府県・政令指定都市で連絡協議会を設置していないが連携している。

一方で、15の県・政令指定都市では、設置及び連携をしていない。

連絡協議会を設置している、又は連絡協議会を設置していないが連携しているところの具体的な活動内容としては、「消費者教育推進のための協議」、「教材の作成」、「パンフレットの作成」、「教材及びパンフレットの学校（児童・生徒・大学生・教員）及び社会教育施設への配布」、「学校（児童・生徒・大学生・教員）向けの授業・研修の実施」、などがある。

消費者教育に関する連絡協議会の設置状況

単位：都道府県・政令指定都市数



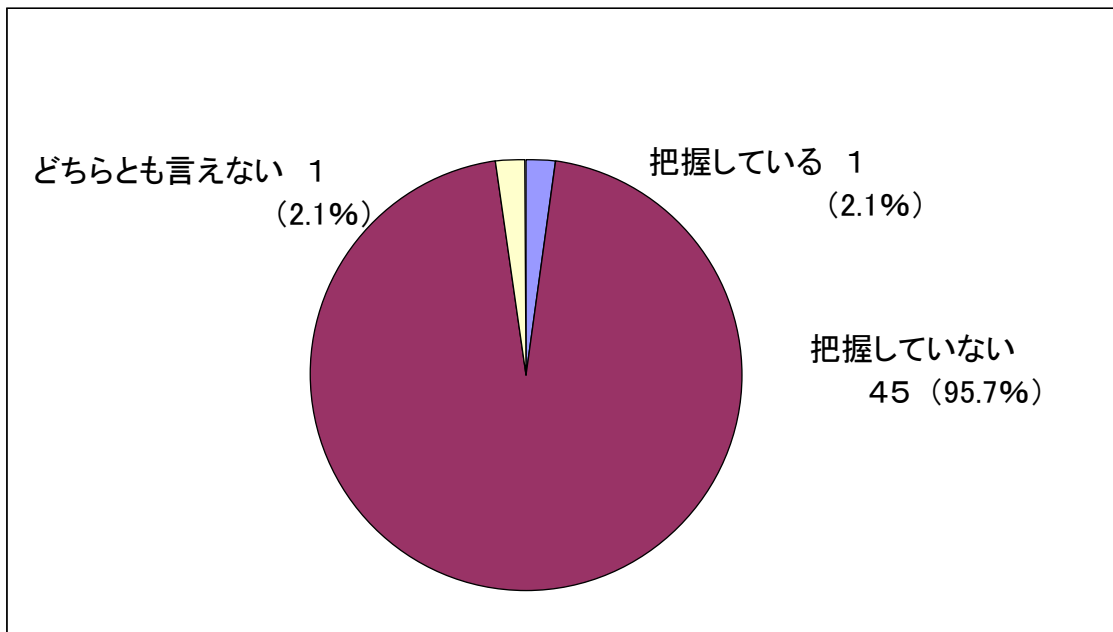
<調査対象:全都道府県(47)>

問. 貴都道府県内の市区町村における消費生活センターと教育委員会との連携状況につきまして把握していますか。

都道府県内の市区町村における消費生活センターと教育委員会との連携状況について把握している都道府県は1県であり、45都道府県では把握していない。

市区町村における消費生活センターと教育委員会との連携の把握状況

単位：都道府県数



【消費者担当部局と教育担当部局との連携に関する参考事例】

●徳島県

○ 消費生活センター等と教育委員会との連絡協議会について

- ・ 消費者教育に関する行政機関等及び県教委の連絡調整及び協議を行うために、徳島県消費者教育連絡会議を平成15年度に設置した(別添1参照)。
- ・ 構成員は、消費生活担当部局及び教育委員会等の課長。
- ・ 協議事項は、消費者苦情相談の状況等を踏まえ、より効果的な消費者教育を推進するために必要な消費者問題に関する情報や消費者教育の関係機関の連携方策などについての意見交換等を行うことである。
- ・ 県教委と連携している具体的な事業内容は、消費者教育パンフレット等の作成、全学校(小・中・高・盲・聾・養護学校)、社会教育施設へ配布、教員等への研修、教育委員会作成の児童用情報誌への情報の掲載などである。

○ 消費者教育パンフレット等の作成及び配布の際の連携内容について

- ・ 「社会に出る前にこれだけは知っておこう!」や「子どもが危ない 財布も危ない」などのパンフレット、若者向けチラシ、教材作成の際に県教委指導主事等と意見交換し作成。
- ・ 作成には、教育委員会から消費生活センターに研修派遣されている教諭を中心に、どのような内容ならば、よく伝わるか、どのような内容ならば児童・生徒が読んでくれるかを主眼に毎年度2種類程度作成。
- ・ パンフレットの配布時は、県教委、校長会等に配布の旨をお知らせするとともに、配布するパンフレット等の内容を周知した上で、小・中・高・盲・聾・養護学校へ配布している。また、公民館などの社会教育施設へも配布している。

○ 教員等の研修への講師派遣について

- ・ 教員の10年目研修等に消費者教育を実施。
- ・ 全25日のうち1日を充当。午前中に消費者トラブルに関するグループワーキングを行い、午後それに関する質疑応答も含めて講義を行う。
- ・ 講師は、消費生活や消費者トラブルに詳しい弁護士や消費生活相談員に依頼した。
- ・ 研修を必修とすることで、教員の間にも関心を示し、新たな取り組みをする教員が見受けられる。
- ・ その他随時、教員研究会、学校への講師派遣を実施。

○ 県教委作成の児童用情報誌への情報の掲載について

- ・ 県教委作成の児童・生徒に配布の教育通信「ふれあいひろば」に消費者問題に関する情報を年3回中、2回連載。

徳島県消費者教育連絡会議設置要領

(目 的)

第1条 徳島県における消費者教育に関する行政機関等の連絡調整及び協議を行うため、徳島県消費者教育連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡会議は、最近における消費者苦情相談の状況等を踏まえ、より効果的な消費者教育を推進するために必要な消費者問題に関する情報や消費者教育の関係機関の連携の方策などについての意見交換等を行う。

(構 成)

第3条 連絡会議は、次の職にある者をもって構成する。

- (1) 財務省四国財務局徳島財務事務所総務課長
- (2) 徳島県県民環境部県民環境政策課長
- (3) 徳島県立消費生活センター所長
- (4) 徳島県教育委員会学校政策課長
- (5) 徳島県教育委員会生涯学習政策課長
- (6) 徳島県立総合教育センター学校支援課長
- (7) 徳島県金融広報委員会事務局長

(会 議)

第4条 連絡会議は、必要に応じて随時開催する。

2 連絡会議は、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

(事 務 局)

第5条 連絡会議の庶務は、徳島県県民環境部県民環境政策課において処理する。

(そ の 他)

第6条 この要領に定めるもののほか、連絡会議に関して必要な事項は、連絡会議で協議する。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年6月7日から施行する。

●神戸市

○ 消費生活センターと教育委員会との連絡協議会について

- ・ 学校における消費者教育を推進するため、教育委員会と市民局の職員が構成員となった「消費者教育連絡会議」を昭和 63 年に設置した。その後、平成 10 年度末、標記連絡会議に変え、教諭及び消費生活課、教育委員会を構成員とする「消費者教育推進研究会」を設置した（別添 2 参照）。
- ・ 推進研究会は、現在、幼稚園、小学校、中学校、高校の 4 部会に分かれ活動を行っており、構成メンバーとしては、別添 2 のとおりとなっている。開催頻度は、各部会とも年 2～3 回程度である。
- ・ 協議事項としては、系統だった消費者教育・学習の推進に関することである。
- ・ 具体的な活動内容としては、指導用資料の作成、副読本の作成・配布を行なうとともに、ゲストティーチャーの派遣などに関する意見交換等を行なっている。

○ 指導用資料、消費者教育副読本等の作成について

- ・ 指導用資料については、学校における消費者教育の取組みを促進させるため、「消費者教育指導実践案」を平成 12 年度に幼稚園・小学校・中学校・高校向けに作成。
- ・ 副読本については、部会構成メンバーが毎年内容を検討して作成(タイトル「くらしと消費」、平成 17 年度においては、幼稚園用には、同タイトルのすごろくを作成)。配布先としては、市立幼稚園児、市立小学校全 5 年生児童、市立中学校全 1 年生生徒、配布を希望する市立高校である。
- ・ なお、推進研究会の場ではないが、市内中学校の家庭科教諭の集まりにて、消費者学習のためのワークブックを作成。

○ ゲストティーチャー派遣制度について

- ・ 小学校・中学校については、消費者教育の分野に限定せず、市教育委員会で「ゲストティーチャー制度」を運営している。
- ・ 平成 17 年度については、同制度を活用して現時点で 15 回既に開催、悪質商法の話題を中心に相談員等を外部講師として招聘してもらった。
- ・ なお、保護者など学校以外の場への講師に対しては、消費生活課が実施している「出前講座」の枠組みで対応をしている。

消費者教育推進研究会について

1. 趣 旨

若い時からの実践的・体験的な活動を通して、生活に必要な知識・生きる力・考える力を身につけることにより、自立し、自己責任を果たしていく消費者を育てる教育の重要性が増してきている。

このことから、児童生徒の興味・関心等に基づく学習などを通じて、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる等、系統だった消費者教育・学習を考えるための消費者教育推進研究会を平成10年度末に発足。

2. 研究会

現在、幼稚園、小学校、中学校、高校の4部会に分かれ活動を行っている。

各部会のメンバー（平成17年4月現在）は、

- ・幼稚園部会 5名
- ・小学校部会 8名
- ・中学校部会 11名（家庭科9名、社会科2名）
- ・高校部会 12名（家庭科6名、公民科2名、商業科3名、理科1名）

となっており、別に、消費生活課3名（課長、係長、担当）、教育委員会指導主事2名で構成。

3. 活動内容

- 指導用資料の作成（小学校、中学校）
- 副読本の作成、配布（幼稚園：市立幼稚園全園児、小学生：市立小学校全5年生児童、中学生：市立中学校全1年生生徒、高校：配布を希望する市立高校）
- 最新の消費者情報の提供のため、市内の全園校（保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校）へ生活情報誌「暮らし」を送付（平成17年度は年間8回予定）
- ゲストティーチャーの派遣など「総合的な学習の時間」等を活用した消費者教育の推進